

空き家のワンストップ相談窓口 NPO法人 出雲市空き家相談センター

さらに

ご自宅をお持ちの方、空き家・空き地をお持ちの方、
そしてご実家の将来について不安を感じている方、
空き家を活用したい方、空き家を探している方からの相談も受付けています。

空き家に関するご相談はおまかせください



NPO法人 出雲市空き家相談センターとは



家まつわる多種多様な問題を、相談者のニーズに応じ、空き家問題、高齢化問題に取り組むさまざまな専門家とのマッチングを図り、解決に結びつける団体です。

出雲市空き家相談センターの構成



空き家相談センターには、空き家に関する様々な専門家が加わり、当センターで一括して相談・対応できる体制を整えています。

出雲市空き家相談センターの活動

1 空き家相談 〈電話・メール等でご相談ください(対面相談も可)〉

空き家に関する悩みは、生活環境、家族、地域によりさまざまです。「空き家をどうすれば良いかわからない」「空き家になったらどうしよう」とお悩みの方、お気軽にお電話ください。相談内容に応じて解決に結びつく専門家や機関とのマッチングを図り、ワンストップで助言や支援を行います。

〈相談例〉

相続

権利関係を整理したい。
どうなっているかわからない。

売却

手放したいがどこに相談すればよいかかわからない。
不動産業者に断られて困っている。

終活

実家の将来が心配。
家の中の私物や仏壇をどう片付けたらよいか。



相談料：無料

※依頼の内容により、調査実費がかかる場合もあります。

2 ワンストップ空き家相談会

年1～2回開催

会場：出雲市役所

くにびき大ホール

※事情により会場は変更になることがあります。



3 空き家対策地域支援

市内各地域で空き家の対策に取り組む、個人・自治会・各種団体を支援します。

- 専門家による無料相談会
- 空き家予防啓発セミナー
- 空き家対策勉強会
- 空き家をテーマとしたまちづくり座談会



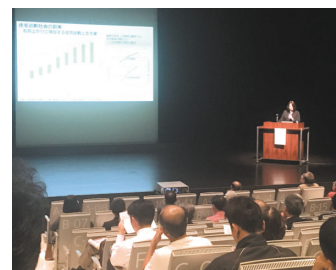
住まいの終活セミナー



NPO定例会(事例検討会)



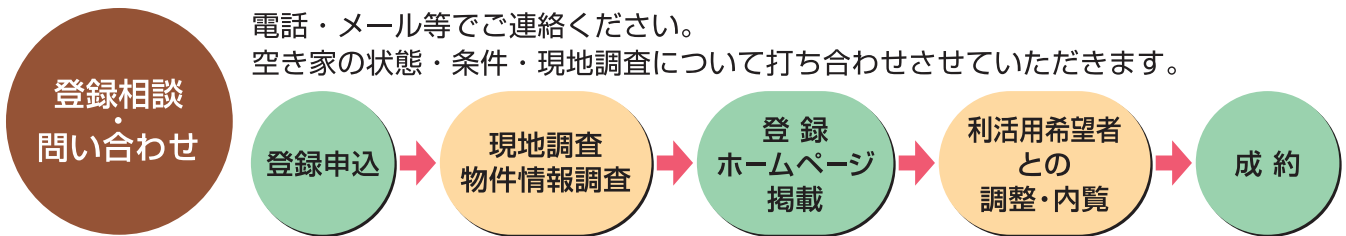
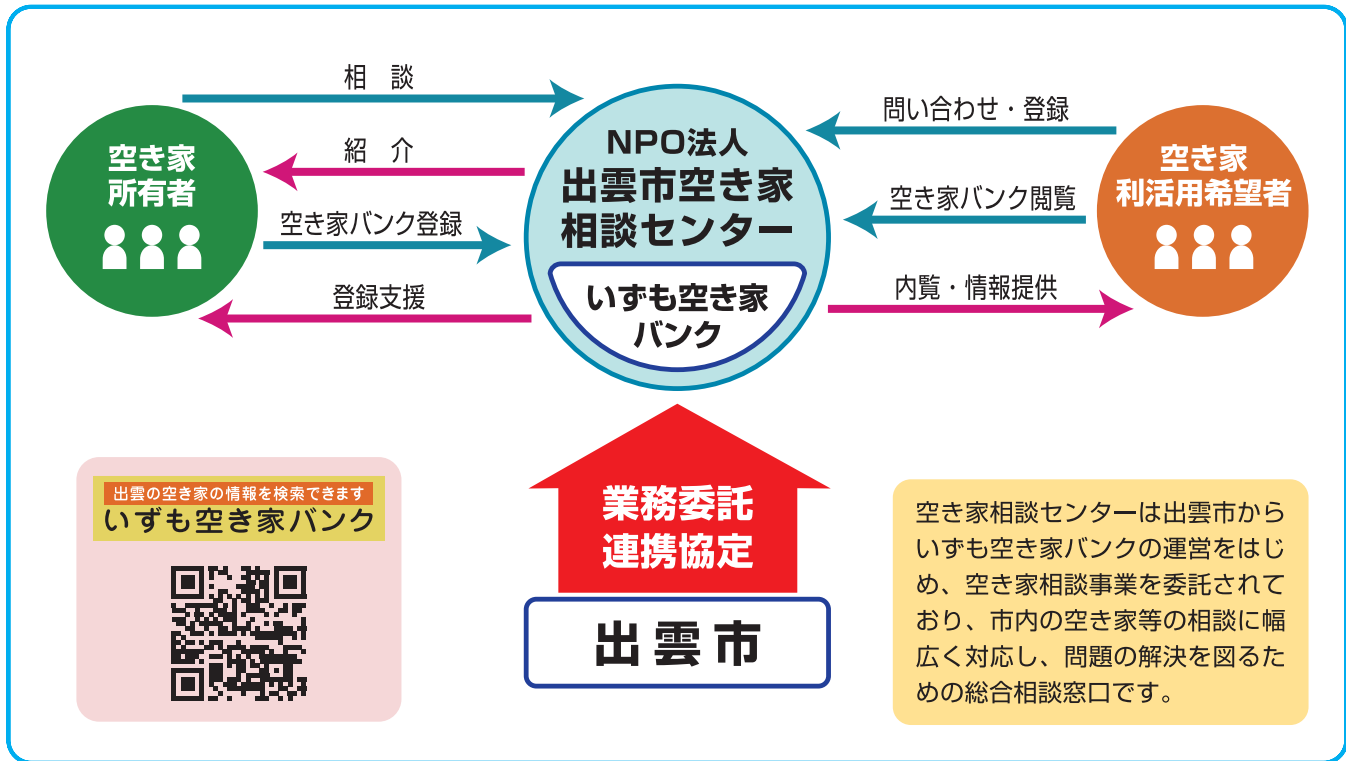
空き家問題学習会



空き家対策シンポジウム

4 空き家バンク登録支援

空き家バンクに登録したいけど、遠くに住んでいて家の状況がわからない。
申込書の書き方がわからないなど、センターが登録のための手続きを支援します。



不動産取引の仲介は 宅建業の免許をもった不動産業者が行うことができます

※センターは交渉や契約、契約後のトラブル等に関して一切関与いたしません。

空き家所有者等について

- ① 空き家バンクの登録申込み後、空き家の状態によっては登録することができない場合もあります。
- ② 空き家バンクは、空き家の管理や利用者の紹介をお約束するものではありません。登録後も活用希望者との契約が成立するまでは、所有者等として適正に空き家を管理していただく必要があります。

空き家活用希望者について

空き家バンクに登録されている物件は、センターが優良物件と認めている訳ではありません。十分にご理解いただいた上でご検討ください。

全般について

センターは、空き家所有者等と活用希望者の連絡・調整を行います。

予防

空き家にしない！

お住まいを空き家にしないために 今できること

空き家が生じる原因は、親の家の相続、高齢者施設への入居、本人の転勤や移住などさまざまですが、一番のポイントは家を誰にどう引き継ぐかです。そのためには、まずはしっかり家のおかれた状況を把握しましょう。

1. 現状を把握する

現在の所有者への名義変更はできているか、不動産の評価や、境界・接道はどうなっているのか把握できているか、実際に住んでいる方でも意外と知らない方が多いのが実情です。

2. 家族で家の未来図を考える

将来的に住み続ける可能性は高いのか、いま売ったらいくらになるのか、賃貸にすると継続的な需要はあるのか、管理は誰がするのか、または解体をするのか、親族の皆さんで冷静に具体的に考える必要があります。

管理

利活用

空き家になったら

管理、利活用が困難になる前に今できること

空き家の状態が恒常化する原因はさまざまですが、「自分が育った家に愛着がある」などとして処分や利活用に踏み切れないことが多いのではないのでしょうか。ただ愛着があると一言いながら、何年も放置することで、空き家の状態は確実に悪化していきます。まずはしっかりと管理、そしてこの先どうするかを考えていく必要があります。

1. 適正な管理を心がける

現在の所有者への名義変更と、所有者もしくは管理者が定期的に家の状態を把握し、メンテナンスをかさねて行う。近隣の地域の方に問題が発生した場合の連絡先を伝え、迅速に対応できるようにする。

2. 不動産を負動産にしない

適正な管理を続けていてもこの先の方向性を決めずにおけば、その不動産は財産ではなく負動産になってしまう恐れがあります。次の世代に負動産を背負わせないためにも早めの対策が必要です。



特定空き家になったら…

特定空き家に指定されてしまうと、土地にかかる固定資産税の優遇措置が適用されなくなるばかりでなく、市町村からの指導、勧告に従わない場合は、罰金が課せられるほか、強制撤去が行われ、その代執行費用は、所有者へ請求されます。

「特定空き家」とは…

周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼし、そのまま放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となる恐れがある状態、または適切に管理されていないため著しく景観を損なっている状態にあると認められる空き家で、国が定めるガイドラインに基づき市町村が認定し、場合によっては行政代執行により空き家が解体され、それにかかった費用は空き家の所有者に全額請求されます。

まずご相談を！
相談は無料です



NPO法人 出雲市空き家相談センター

出雲市今市町808-3 (裁判所前)

相談専用
ダイヤル TEL080-2936-7559

相談時間 午前10時～午後4時 (年末年始、土日祝日を除く)

URL <https://akiya.izumo-city.jp>

E-mail akiya@izumo-city.jp